

遊佐町告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第565回遊佐町議会臨時会を令和5年4月13日遊佐町役場に招集する。

令和5年4月7日

遊佐町長 時田 博機

第565回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年4月13日（木曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第38号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

日程第 4 議第39号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について

日程第 5 議第40号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

日程第 6 議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 9 議第44号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第10 議第45号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 11名

出席議員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	7番	菅	原	和	幸	君	
8番	赤	塚	英	一	君	9番	阿	部	満	吉	君	
10番	高	橋	冠	治	君	11番	齋	藤	弥	志	夫	君
12番	土	門	治	明	君							

欠席議員 1名

6番 松 永 裕 美 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	池	田	与	四	也	君
総務課長	兼	池	田		久	君	企	画	課	長	渡	会	和	裕	君
産業課長	兼	館	内	ひろ	み	君	地	域	生	活	課	長	智	光	君
健康福祉課長		渡	部	智	恵	君	民	生	課	長	太	伊	治	光	君
教育課長		土	門		敦	君	教	育	課	長	鳥	海	広	行	君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第565回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、6番、松永裕美議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、マスクも自由にしてください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、那須正幸議員、3番、佐藤俊太郎議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第565回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日4月12日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議をした結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日4月13日限りといたしました。

審議日程につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決処分7件、補正予算1件を一括上程し、専決処分7件、補正予算1件の審議及び採決を行い、第565回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしたいと思っております。所管にかかわらず質疑を行ってもよいことといたしております。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第10まで、議第38号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてほか専決処分6件、議第45号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第38号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について。本案につきましては、除雪経費の不足に対応するため補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を102億1,600万円としたものであります。

歳入につきましては総額300万円の増額で、全額財政調整基金繰入金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては総額300万円の増額で、全額除雪経費に対応するものであります。

議第39号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について。本案につきましては、令和4年度の地方譲与税等の交付額が確定したことなどにより補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に1億9,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を104億7,000万円としたものであります。

歳入につきましては、譲与税等で4,697万円、交付税では特別交付税で1億492万5,000円、国庫支出金で913万9,000円、寄附金では総務企画費寄附金で2,322万円、環境衛生費寄附金で600万円、繰入金で74万6,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億9,100万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、基金積立金では財政調整基金積立金で5,000万円、遊佐パーキングエリアタウン整備基金積立金で5,000万円、公共施設等総合管理基金積立金で3,088万9,000円、ふるさと基金積立金で2,000万円、福祉基金積立金で2,000万円、観光施設整備基金積立金で1,000万円、環境保全基金積立金で616万4,000円、企業版ふるさと納税基金積立金で500万円、森林環境譲与税活用基金積立金で234万円をそれぞれ増額する一方、事業費の精査により339万3,000円を減額し、歳出補正総額で1億9,100万円を増額したものであります。

繰越明許費につきましては、令和5年度に繰り越して実施する必要のある商工振興一般経費の第2次キャッシュレス決済導入支援事業を計上いたしました。

議第40号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について。本案につきましては、低所得者保険料軽減繰入金、高額介護サービス費の補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億9,725万円とするものであります。歳入について申し上げますと、一般会計繰入金で25万円を増額するものであります。一方、これに対応する歳出につきましては、保険給付費で25万円を増額するものであります。

議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和5年4月1日施行の遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、軽自動車税に係る特例適用の延長等の改正を行ったものであります。

議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和5年4月1日施行の遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定の基準額の見直しを行った

ものであります。

議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和5年4月1日施行の遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、法改正に合わせて項ずれ整理の規定の整備を行ったものであります。

議第44号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の専決処分の承認について。本案につきましては、租税特別措置法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、法改正に合わせて項ずれ整理等の規定の整備を行ったものであります。

議第45号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）。本案につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業に対応するため補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を84億3,000万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、総額4,300万円の総額で全額国庫支出金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額4,300万円の増額で全額新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業に対応するものであります。

以上であります。

議長（土門治明君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第38号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

なお、本会議での質疑は、1人につき3回までをお願いします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） おはようございます。新しい執行部の説明員の皆さんのお顔を見ますと、見慣れた方々もおりますし、これからまたお世話になりますので、よろしく申し上げますと初めに申し上げさせていただきたいと思っております。暖かくなりまして、春になりまして、遊佐町が今年は桜の花が一気に咲きました。どこに行ってもやはりすばらしい遊佐町ならではの景色の中で、またその中で鳥海山がとても気持ちよくそびえ立っておりました。

暖かくなりますと寒さを忘れてしまいまして、除雪をした腰の痛みや体の痛みも全然分からなくなって忘れてしまうような今日この頃ではありますけれども、今回議第38号につきましては300万円の補正が出ております。日頃から除雪に携わっていただいている方々には大変なご苦労をおかけし、本当に今年は各地で雪が多くありまして、遊佐町でも久々に地吹雪で前が見えなくなってとても大変な時期もありましたが、多少多めの予算を取っていたこととは思いますが、この300万円の補正の内容につきまして説明をいただきたいなと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

除雪委託料300万円の増ということで、除雪委託料につきましては9月補正をさせていただいた段階で6,500万円委託料を計上させていただいたところでありました。今年の雪の状況で予算内で収まるかなというふうに思っていたところではあるのですが、やはり山間部につきましてはいわゆる平場であり雪がない状況でも結構日数出ているということもございまして、また資材の高騰ですとか人件費高騰については一応勘案したつもりではありましたが、最終的に委託料の合計額としましては純粋な除雪分の委託料として約4,285万円、またその機械が動く以外の委託契約部分について約2,504万円ということで、合わせて6,789万円ほどの決算という形になったところでありまして、専決の段階で見込みでしたけれども、300万円ほど不足が生じたということで補正をさせていただいたところでございます。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ただいま課長のほうからご説明をいただきました。私も海沿い側のほうに住んでおりますけれども、海沿い側は割と雪が少なく、庭先の除雪をしたのが覚えがあるだけで1回、2回くらいでした。山間部におきましては、先週でしたか、冷えましたが、あのときも市街地区等は雪が少し降ったというお話も伺っておりましたので、その場所、場所によっては雪の量も違ってきますし、朝早くお仕事に行かれる方々にとってもやはりそういった除雪というのはとても大切なかなと思っております。本当に先ほど申しましたが、その除雪に携わっていただいている方々、待機も含めてやはり大変なご苦勞をお察し申し上げます。本当に日頃から感謝を申し上げたいと思っておりますので、300万円の内容につきましてはご説明いただいたので、省略させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これで2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも11号の専決処分の承認について質疑をさせていただきます。今の2番議員の質問とダブるとは思いますので、ダブらないように質問させていただきます。

正直言えば、令和4年の冬については、たしか令和4年末までにほとんど雪が降らず、新年に入ってから雪が多くなってきたと。2番議員もおっしゃるとおり、私の個人的な広い庭も毎日のように除雪はしておったのですが、今回は四、五回しかしなかったという実態があるほど雪が少なかったと、そんな状況にあります。

それで、先ほどの質問に対して課長の答弁では、9月の議会で4,500万円ほど補正決議をしております。それについては当初予算で見て、あとは補正、補正で今までも毎年やってきたわけですが、その際は2,000万円に対して4,500万円、6,500万円ほどの補正をしたところでありました。それで、中身はやはり燃料費の高騰の分も9月のたしか補正では含むのだということの説明は受けておりました。単純なもの申し上げますと雪が少ないから当然減るわけですが、昨年の令和3年度の決算見ますと1億3,800万円ほどの決算になっております。そうしますと、今のトータルでいきますと6,800万円ですので、約半分で済んだという自分なりの計算なのですが、単純的な質問から入りますが、その理解でよろしいのかお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

先ほど2番議員のところでも答弁させていただきましたとおり、除雪委託分ということでの全額が

6,500万円、合計額、決算額として6,789万円ほどということですので、今7番議員のおっしゃるとおり、昨年に比較すればちょうど50%ぐらいかなというようなところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 雪は少ないわけで、出動は少ないという認識があります。ただ、町としては除雪のためには万全な体制で準備しておく必要があるとは思いますが、そうしますと、当然待機をする際の経費、これも当然含むわけでございますので、基本的にちょっと申し上げますが、6,800万円のうち待機している固定的な経費っていいですか、それがどのぐらいの割合なのか。これは毎年やはりほぼ同じ割合だと思えますが、稼働の経費と待機時の経費のことについて、どういう割合なのかお尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

先ほどもお話ししましたとおり、除雪機械が動いている、いわゆるその機械が動いているところの委託料4,285万円、それ以外のところが2,500万円というところですが、そのうち待機料としては約1,000万円強というところでありまして。待機料については土日の分ということでありまして、前年、昨年度は実は待機料は少ないと。それは土日稼働していたので、そちらの委託料に入ることになりますけれども、今年度については土日待機が多かったということで、約1,000万円強が待機料というふうになっております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 一応そういうものを含めてこの300万円、合わせて6,800万円で令和4年度は済んだと、そういうことの理解にしたいと思います。

ちょっと余計なというか、職員の体制、除雪費、これではないのですが、ちょっと付随して質問させていただきますが、地域生活課の土木系のほうでこれ所管していると思えますが、基本的に当然雪が少なかったわけですが、パトロール等の体制といいますか、その辺についてはどうなのかを質問して終わります。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

除雪地のパトロールですけれども、今年度もですが、以前からですが、土木系だけではできません。回り切れませんので、当然課を挙げてということで他の係からも協力をいただきながらパトロールに努めていたところでありまして。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第39号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第40号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といた

します。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8、議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決

いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9、議第44号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第44号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により、補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第10、議第45号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) 補正の部分、コロナのワクチン接種に絡んでという説明でございましたが、これ国のほうからの予算を受けてということ認識をしておるのですが、事業のその内容を説明していただければと思います。

議長(土門治明君) 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長(渡部智恵君) お答えいたします。

令和5年度につきましては、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで1年間延長されたことに伴いまして、重症化を減らすことを目的に実施する予定でございます。新型コロナウイルス感染症にかかった場合

の重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方以外の方は、公的関与、努力義務、接種勧奨の適用から除外されることを踏まえまして警告をさせていただいております。

対象につきましては、町内に住所を有する追加接種可能な方全ての方、5歳以上になっているところがございます。本町につきましては、令和4年秋接種と同様に、集団接種を主体に実施したいと考えております。春、夏の接種につきましては、限定された方になります。高齢者、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者、介護従事者などを対象として実施したいと思っております。そして、秋、冬の接種につきましては、限定された方ではなくて、対象となる町内に住所を有する追加接種可能な方全てという形で対象とさせていただいているところがございます。

会場につきましては、前回と同様に遊樂里のほうを借り上げまして実施する予定でございます。本日採択いただけましたら、順次進めていきたいと考えているところがございます。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 年間、今の説明、年度通しての事業計画という感じだったのですけれども、この予算で賄うということによろしかったですか。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 3月の末に厚生労働省、国のほうから示されました今回のワクチン接種の上限額単価に従いまして積算をさせていただきましたので、現時点ではこの予算内だと思っておりますが、秋以降の接種体制につきましては国のほうで改めて検討して結果お知らせをするという状況になりますので、現時点ではこの予算で足りるということでの積算をさせていただいているところがございます。

以上になります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員、終わり。

1番（本間知広君） はい、以上です。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の質疑は終了いたしました。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 1番議員とちょっとダブりますので、方針を変えて質問させていただきます。

新型コロナ蔓延から3年ほど経過したわけで、ワクチンをしております。それで、令和4年度は、自分の記録見ますと6月補正、6月の557回で、国、県の支出で2,143万円ほど支出を受けて、基礎疾患のある方等4回目の接種ということでありました。それで、もう一つが9月補正で、560回で約3,943万円ほど支出をしております。これは、4回目接種の対象拡大とオミクロン株の集団接種でございました。それで、今の1番議員の質問で理解はしかけておりますが、去年は6月補正にした。今回は、この4月の臨時議会に提案すると。多分先ほどの答弁聞きますと、国の判断が遅れたというふうに聞こえましたが、改めてこの臨時会に提案するに至った背景とございますか、そこを質問させていただきます。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、2月より国、県なりから情報提供があったところではございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、明確に示されたのが、市町村が実施する各

事業の上限単価といえますか、積算をする経費の単価が示されたのが3月の下旬ということでございますので、それを基に国の基準に従いまして町の実施計画案を作成させていただいて今回計上をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今の説明で理解いたしました。

それで、先ほども若干答弁されたわけなのですが、実質感染症上の分類が5月8日からインフルエンザと同じ5類に引き下げられると。上がるのではなくて下がると。そうした場合、医療費の負担とか、マスク着用とか、医療機関等の受診とか、いろいろ変化があるようでございます。それで、先ほどの答弁では、春、夏、秋、冬、年間通しての予算でこれで賄うというふうな内容でございました。基本的には私も4回ほど受けておりますが、新しく令和5年度で行うこのワクチン接種について、その見直しに関して若干変更のある部分はあるもののでしょうか。それとも令和4年度と同じようなワクチン接種なのか、そこをお伺いして終わります。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

令和5年度のワクチン接種につきましては、基本的に令和4年秋と同様な形で、集団接種を主体に実施したいと考えてございます。変更になった点といたしましては、目的としまして重症化を減らすことを目的、そして重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方など以外は公的関与、接種の勧奨、努力義務のほうの規定が除外されているということを勘案しまして実施していきたいと思っております。集団接種につきましては、現時点である接種につきましては6月を実施予定でございます。秋については10月から11月という形で、65歳以上の方につきましては前回同様、予診票と地区、日程などをお示ししたところで実施をしていきたいと思っております。また、若年者、基礎疾患を有する方につきましては、前回同様コールセンターあるいはウェブ予約で予約をさせていただいて接種をしていくというような状況になってございます。

以上になります。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第45号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第565回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年4月13日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 那 須 正 幸

遊佐町議会議員 佐 藤 俊 太 郎